

名古屋大学における長期履修に関する取扱要項

令和3年2月2日要項
(令和3年1月19日教育分科会承認)

(趣旨)

第1 この要項は、名古屋大学大学院通則(平成16年度通則第2号。以下「大学院通則」という。)第24条の4第4項の規定に基づき、名古屋大学(以下「本学」という。)における長期履修の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2 大学院通則第5条に定める標準修業年限(同条第3項に定める標準修業年限を除く。)を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修すること(以下「長期履修」という。)を申請できる者は、次の各号のいずれかに該当し、修学に相当な制限を受ける者とする。

- 一 職業を有している者
- 二 育児又は親族の介護を行う必要がある者
- 三 視覚障害、聴覚障害、肢体不自由その他の障害を有している者

2 前項の規定にかかわらず、研究科の定めるところにより、前項の申請資格を限ることができる。

(教育課程の編成)

第3 長期履修を許可された学生(以下「長期履修学生」という。)に係る教育課程の編成は、所属研究科が定めた履修方法を弾力的に運用するものとし、長期履修学生に限定した教育課程の編成は行わないものとする。

(長期履修期間)

第4 大学院通則第24条の4第2項に定める長期履修を許可することができる期間は、学年を単位とする。ただし、10月入学者にあつては、10月から始まる1年を学年とみなす。

- 2 長期履修を許可された期間(以下「長期履修期間」という。)に、休学期間は含めないものとする。
- 3 長期履修期間の延長は認めないものとする。

(長期履修の手続等)

第5 長期履修を希望する者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日又は期間に、所属研究科長に、長期履修申請書(別紙様式第1号)を提出しなければならない。

- 一 新たに本学に入学する者 入学手続日
- 二 既に本学に在籍する者(最終年次に在籍する者を除く。)
 - イ 4月入学者 2月15日から2月末日(その日が土曜日又は日曜日に当たるときは、直近の金曜日)までの期間
 - ロ 10月入学者 8月15日から8月末日(その日が土曜日又は日曜日に当たるときは、直近の金曜日)までの期間

2 長期履修期間の短縮を希望する者は、学年終了月の3か月前までに、所属研究科長に、長期履修期間変更申請書(別紙様式第2号)を提出しなければならない。

3 前2項の規定により長期履修に係る申請があつたときは、研究科長は、当該研究科教授会の議を経て、これを許可することができる。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、研究科は、長期履修申請書及び長期履修期間変更申請書を提出する日及び期間を定めることができる。

(長期履修の許可の取消し)

第6 長期履修学生が長期履修に関し虚偽の申請をしたことが判明したときは、研究科長は、当該研究科教授会の議を経て、長期履修の許可を取り消すことができる。

(雑則)

第7 研究科は、大学院通則第24条の4及びこの要項に定める範囲内で取扱いを定めることができる。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から実施する。